

○那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例施行規則

平成17年10月1日

規則第92号

改正 平成18年3月27日規則第5号

平成19年10月1日規則第46号

平成25年3月28日規則第18号

平成26年8月5日規則第6号

平成27年3月27日規則第7号

平成27年6月10日規則第20号

平成28年1月21日規則第1号

平成28年3月31日規則第9号

平成29年3月17日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年那珂川町条例第118号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全基準)

第1条の2 条例第2条の6第1項の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

(平18規則5・追加)

(公共的団体の範囲)

第2条 条例第3条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

(2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社

- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けた者

2 前項第7号の規定による町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（平18規則5・平19規則46・平25規則18・平27規則7・平28規則9・平29規則3・一部改正）

（条例第3条第6号の規則で定める小規模特定事業）

第3条 条例第3条第7号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業

（平28規則1・一部改正）

（土地所有者の同意）

第3条の2 条例第3条の2（条例第7条第1項及び条例第14条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第3条の許可の申請が、条例第4条第1項の規定によるものである場合にあっては小規模特定事業区域内土地使

用同意書（様式第1号の2）により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては小規模特定事業（小規模一時たい積事業）区域内土地使用同意書（様式第1号の3）によらなければならない。

（平18規則5・追加）

（許可の申請）

第4条 条例第4条第1項の申請書は、小規模特定事業許可申請書（様式第2号）とする。

2 条例第4条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- （2） 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図
- （3） 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- （4） 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- （5） 前条に規定する小規模特定事業区域内土地使用同意書
- （6） 申請者が条例第5条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面
- （7） 申請者が条例第5条第1項第1号へに規定する未成年者又は規則第4条の3第8号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所。第15条の2第2項第5号において同じ。）を記載した書面
- （8） 申請者が法人である場合には、条例第5条第1項第1号トに該当する役員又は規則第4条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- （9） 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- （10） 申請者に第4条の2で規定する使用人又は第4条の3第6号に規定する

使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(11) 小規模特定事業の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第3号）

(12) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

(13) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面

(14) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図

(15) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(16) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

(17) その他町長が必要と認める書類

3 条例第4条第2項の申請書は、小規模特定事業（小規模一時たい積事業）許可申請書（様式第4号）とする。

4 条例第4条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2項第1号、第2号、第4号、第6号から第11号及び第16号に掲げる書類

(2) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）

(3) 前条に規定する小規模特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書

(4) その他町長が必要と認める書類

（平18規則5・平25規則18・一部改正）

（使用人）

第4条の2 条例第5条第1項第1号ト及びチ（条例第7条第5項及び第14条の2第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める使用人は、条例第3条の許可を受けようとする者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する

場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(平 1 8 規則 5 ・ 追加)

(条例第 5 条第 1 項第 1 号りの規則で定めるもの)

第 4 条の 3 条例第 5 条第 1 項第 1 号りの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和 5 8 年法律第 4 3 号)、大気汚染防止法(昭和 4 3 年法律第 9 7 号)、騒音規制法(昭和 4 3 年法律第 9 8 号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 6 号)、水質汚濁防止法(昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号)、悪臭防止法(昭和 4 6 年法律第 9 1 号)、振動規制法(昭和 5 1 年法律第 6 4 号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成 4 年法律第 1 0 8 号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 1 1 年法律第 1 0 5 号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 1 3 年法律第 6 5 号)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号。第 3 2 条の 3 第 7 項及び第 3 2 条の 1 1 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 4 0 年法律第 4 5 号)第 2 0 4 条、第 2 0 6 条、第 2 0 8 条、第 2 0 8 条の 2、第 2 2 2 条若しくは第 2 4 7 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 1 5 年法律第 6 0 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (4) 法第 7 条の 4 第 1 項(同項第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項(同項第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を法第 1 4 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 4 1 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(法第 1 4 条の 6 において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)

においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であった者で当該取消しの日から３年を経過しないものを含む。）

（５） 法第７条の４若しくは法第１４条の３の２（法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第７条の２第３項（法第１４条の２第３項及び法第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から３年を経過しないもの

（６） 前号に規定する期間内に法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人（申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者その他これに準ずる者で町長が別に定める使用人。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から３年を経過しないもの

（７） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなっ

た日から３年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

（８） 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

（９） 法人でその役員又は使用人のうちに第１号から第７号までのいずれかに該当する者のあるもの

（１０） 個人で使用人のうちに第１号から第７号までのいずれかに該当する者のあるもの

（１１） 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（平１８規則５・追加、平２５規則１８・平２６規則６・一部改正）

（構造上の基準）

第５条 条例第５条第１項第４号の規則で定める構造上の基準は、別表第１に定めるとおりとする。

２ 条例第５条第２項第２号の規則で定める構造上の基準は、別表第２に定めるとおりとする。

（平１８規則５・一部改正）

（構造上の基準に係る適用除外）

第６条 条例第５条第３項の規則で定める行為は、別表第４に掲げる行為とする。

（平１８規則５・一部改正）

（変更の許可の申請等）

第７条 条例第７条第１項の規則で定める軽微な変更は、申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等のたい積の構造の変更を伴わないものに限る。）又は採取場所若しくは搬入計画の変更とする。

２ 条例第７条第２項の申請書は、小規模特定事業変更許可申請書（様式第５号）とする。

３ 条例第７条第２項の規則で定める書類は、第４条第２項各号及び第４項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

４ 条例第７条第４項の規定による届出は、第１項に規定する事項に変更があった日

から15日以内に、小規模特定事業変更届（様式第6号）を提出して行わなければならない。

（平18規則5・一部改正）

（土砂等の搬入の届出）

第8条 条例第8条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（様式第7号）を提出して行わなければならない。

2 条例第8条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第8号）とする。

3 条例第8条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の平面図及び現場写真並びに検査試料採取調書（様式第9号）及び計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2の規定により交付された証明書。以下同じ。）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第8条第2号の当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

（平18規則5・一部改正）

（土砂等管理台帳等）

第9条 条例第9条第1項の土砂等管理台帳は、条例第4条第1項によるものである場合にあっては、土砂等管理台帳（様式第10号）とし、条例第4条第2項によるものである場合にあっては、土砂等管理台帳（小規模一時たい積事業用）（様式第11号）とする。

2 条例第9条第1項第4号の規則で定める事項は、次の各号によるものとする。

（1） 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

- (2) 小規模特定事業の許可の番号
- (3) 小規模特定事業場の位置及び特定事業区域の面積
- (4) 現場管理責任者の氏名
- (5) 小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模一時たい積事業にあっては、年間の当該小規模特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量）
- (6) 小規模特定事業の期間
- (7) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名

3 条例第9条の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内（小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第13条第1項又は条例第14条第2項の規定による届出の時）に、小規模特定事業状況報告書（様式第12号）を提出して行わなければならない。

4 小規模特定事業が小規模一時たい積事業である場合にあっては、条例第9条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内（小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第13条第1項又は条例第14条第2項の規定による届出の時）に、小規模特定事業（小規模一時たい積事業）状況報告書（様式第13号）を提出して行わなければならない。

（平18規則5・一部改正）

（水質検査）

第10条 条例第10条第1項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる項目 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境庁長官が定める排水基準に係る検定方式（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法により行うこと。

(2) 水素イオン濃度及び浮遊物質量 昭和49年告示に定める測定方法により行うこと。

2 小規模特定事業が小規模一時たい積事業である場合にあっては、条例第10条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、前項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

3 条例第10条第2項の規定による水質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に試料を採取し、第1項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(平18規則5・一部改正)

(地質検査)

第11条 条例第10条第1項ただし書の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、1試料とすること。

(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 小規模特定事業が小規模一時たい積事業である場合にあっては、条例第10条第1項ただし書の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第10条第2項の規定による地質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(平18規則5・一部改正)

(水質検査等の報告)

第 1 2 条 条例第 1 0 条第 3 項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書（様式第 1 4 号）に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出時期	添付書類
1 第10条第1項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
2 第10条第2項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
3 第10条第3項の水質検査	町長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
4 第11条第1項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
5 第11条第2項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
6 第11条第3項の地質検査	町長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

（平 1 8 規則 5 ・ 一部改正）

(標識)

第13条 条例第12条第1項の規定による標識の掲示は、小規模特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識（様式第15号）により行わなければならない。

2 条例第12条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 許可年月日及びその番号
- (2) 小規模特定事業の目的
- (3) 小規模特定事業場の所在地
- (4) 小規模特定事業を行う者の氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号
- (5) 小規模特定事業の期間
- (6) 小規模特定事業区域の面積
- (7) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（小規模一時たい積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）
- (8) 小規模特定事業場の見取図

(平18規則5・一部改正)

(車両への表示)

第13条の2 条例第12条の2の規則で定める車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次条第1号に掲げる事項については日本工業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字、第4号に掲げる事項については日本工業規格Z8305に規定する30ポイント以上の大きさの文字及び数字、それ以外の事項については、日本工業規格Z8305に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

(平18規則5・追加)

(条例第13条の2の規則で定める事項)

第13条の3 条例第13条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- (2) 小規模特定事業区域の所在地
- (3) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあっては名称）

(4) 小規模特定事業の許可番号

(5) 小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあつては名称）

（平 1 8 規則 5 ・ 追加）

（小規模特定事業の完了の届出）

第 1 4 条 条例第 1 3 条第 1 項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から 1 5 日以内に、小規模特定事業完了届（様式第 1 6 号）を提出して行わなければならない。

（平 1 8 規則 5 ・ 一部改正）

（小規模特定事業の廃止等の届出）

第 1 5 条 条例第 1 4 条第 2 項の規定による届出は、小規模特定事業を廃止した場合にあつては、当該小規模特定事業を廃止した日から 3 0 日以内に、小規模特定事業を 2 月以上休止しようとする場合にあつてはあらかじめ、小規模特定事業廃止（休止）届（様式第 1 7 号）を提出して行わなければならない。

（平 1 8 規則 5 ・ 一部改正）

（譲受けの許可の申請）

第 1 5 条の 2 条例第 1 4 条の 2 第 2 項に規定する申請書は、小規模特定事業譲受け許可申請書（様式第 1 8 号）とする。

2 条例第 1 4 条の 2 第 2 項の規定で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）

(2) 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図

(3) 小規模特定事業区域内土地使用同意書（小規模一時たい積事業にあつては、小規模特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書）

(4) 申請者が条例第 5 条第 1 項第 1 号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面

(5) 第 4 条第 2 項第 7 号から第 1 0 号に規定する書面

(6) その他町長が必要と認める書類

（平 1 8 規則 5 ・ 追加）

（相続の届出）

第 1 6 条 条例第 1 5 条第 2 項の規定による町長への届出は、小規模特定事業相続届

(様式第 19 号) を提出して行わなければならない。

(平 18 規則 5 ・ 一部改正)

(現場管理責任者の職務)

第 16 条の 2 条例第 18 条の 2 第 1 項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第 8 条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。
- (2) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために講じられた措置を保持すること。
- (3) 小規模特定事業場以外の地域へ小規模特定事業に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出しないように小規模特定事業の施工を管理すること。
- (4) 小規模特定事業に伴う土壌の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。

(平 18 規則 5 ・ 追加)

(土地所有者による小規模特定事業の施工状況の把握)

第 16 条の 3 条例第 18 条の 3 第 1 項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月 1 回以上、当該施工の状況が同意に当って確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該小規模特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(平 18 規則 5 ・ 追加)

(身分を示す証明書)

第 17 条 条例第 19 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書(様式第 20 号)とする。

(平 18 規則 5 ・ 一部改正)

(書類等の提出)

第18条 条例及びこの規則の規定により町長に提出すべき書類の部数は、2部とする。

(平18規則5・全改)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平18規則5・一部改正)

附 則 (平成18年3月27日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中新小規模特定事業（新条例第2条第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）の許可等に関する部分は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条の規定により申請がなされた新小規模特定事業について適用し、施行日前に改正前の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定により申請がなされた小規模特定事業（旧条例第2条第2号に規定する事業をいう。）については、なお、従前の例による。

附 則 (平成19年10月1日規則第46号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」という。）第3条（条例第4条第1項に係るものに限る。）次項において同じ。）、第7条第1項又は第14条の2第1項

の許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に条例第3条の許可を受けている者に対する当該許可の取消し又は当該許可に係る小規模特定事業（条例第2条第2号に規定する小規模特定事業をいう。）の停止命令の基準に関しては、この規則の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

附 則（平成26年8月5日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年8月5日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月10日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月21日規則第1号）

この規則は、公布日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日規則第3号）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成29年4月1日以降に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土壌等（那珂川町土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（準則）第2条第1号に規定する土壌等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

別表第1（第1条の2関係）

（平18規則5・追加、平28規則1・平29規則3・一部改正）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法

全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38・1・1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65・2に定める方法
ひ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等 ¹ に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るもの ² にあっては規格61に定める方法、農用地に係るもの ³ にあっては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表2及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等 ¹ に供する場	農用地土壌汚染対策地域の指

	所の土地利用目的が農用地（田 に限る。）である場合にあって は、試料1キログラムにつき125 ミリグラム未満	定要件に係る銅の量の検定の 方法を定める省令（昭和47年総 理府令第66号）第1条第3項及び 第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリ グラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・ 2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミ リグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・ 2、5・3・1、5・4・1又は5・5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩 化ビニル又は塩化ビニ ルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミ リグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境 基準について（平成9年環境庁 告示第10号）付表に掲げる方法
1，2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミ リグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・ 2、5・3・1又は5・3・2に定め る方法
1，1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリ グラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・ 2又は5・3・2に定める方法
シス—1，2—ジクロロエ チレン	検液1リットルにつき0.04ミリ グラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・ 2又は5・3・2に定める方法
1，1，1—トリクロロエ タン	検液1リットルにつき1ミリグ ラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・ 2、5・3・1、5・4・1又は5・5 に定める方法
1，1，2—トリクロロエ タン	検液1リットルにつき0.006ミ リグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・ 2、5・3・1、5・4・1又は5・5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリ グラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・ 2、5・3・1、5・4・1又は5・5 に定める方法
テトラクロロエ	検液1リットルにつき0.01ミリ	日本工業規格K0125の5・1、5・

	グラム以下	2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c) (注 ⁽⁶⁾ 第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年告示付表6に掲げる方法
ほっ素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年告示付表7に掲げる方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジチトン及びEPNをいう。

別表第2（第5条関係）

（平18規則5・旧別表第1線下・全改）

- 1 小規模特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜している土地において小規模特定事業を施工する場合にあつては、小規模特定事業を施工する前の地盤と小規模特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（小規模特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		のり面のこう配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びに	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあつて

これらに準ずるもの		は、1.5メートル) 以上のこう配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保されるこう配

4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

6 小規模特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

8 小規模特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第5条関係）

（平18規則5・旧別表第2繰下・一部改正）

1 小規模特定事業場の隣接地と小規模特定事業区域との間に、5メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。

2 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。

3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

別表第4（第6条関係）

（平18規則5・旧別表第3繰下・一部改正、平25規則18・平27規則20・一部改正）

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88

号) 第29条第7項の規定による許可を要する行為

2 土地改良法に基づく土地改良事業

3 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項及び第34条第2項(第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為

4 道路法(昭和27年法律第180号)第24条規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為

5 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為

6 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による許可を要する行為

7 自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第3項及び第14条第3項の規定による許可を要する行為

8 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可を要する行為

9 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を要する行為

10 河川法(昭和39年法律第167号)第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可を要する行為

11 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可、同法第59条第4項の規定による認可を要する行為

12 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為

13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可を要する行為

14 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第4項の規定による許可を要する行為

15 都市緑地法(平成16年法律第109号)第14条第1項の規定による許可を要する行為

- 1 6 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 1 7 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第37条第4項の規定による許可を要する行為
- 1 8 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）第19条第3項の規定による許可を要する行為
- 1 9 栃木県風致地区条例（昭和45年栃木県条例第7号）第2条第1項の規定による許可を要する行為
- 2 0 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第15条第4項の規定による許可を要する行為
- 2 1 栃木県砂防指定地の管理に関する条例（平成15年栃木県条例第5号）第4条第1項及び第5条の規定による許可を要する行為

様式第1号（第2条関係）

（平18規則5・全改）

様式第1号の2（第3条の2関係）

（平18規則5・追加）

様式第1号の3（第3条の2関係）

（平18規則5・追加）

様式第2号（第4条関係）

（平18規則5・全改、平25規則18・一部改正）

様式第3号（第4条関係）

（平18規則5・全改）

様式第4号（第4条関係）

（平18規則5・全改、平25規則18・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（平18規則5・全改）

様式第6号（第7条関係）

（平18規則5・全改）

様式第7号（第8条関係）

（平18規則5・全改）

様式第8号（第8条関係）

（平18規則5・全改）

様式第9号（第8条関係）

（平18規則5・全改）

様式第10号（第9条関係）

（平18規則5・全改）

様式第11号（第9条関係）

（平18規則5・全改）

様式第12号（第9条関係）

（平18規則5・全改）

様式第13号（第9条関係）

（平18規則5・全改）

様式第14号（第12条関係）

（平18規則5・全改）

様式第15号（第13条関係）

（平18規則5・全改）

様式第16号（第14条関係）

（平18規則5・全改）

様式第 17 号（第 15 条関係）

（平 18 規則 5・全改）

様式第 18 号（第 15 条の 2 関係）

（平 18 規則 5・全改、平 25 規則 18・一部改正）

様式第 19 号（第 16 条関係）

（平 18 規則 5・全改）

様式第 20 号（第 17 条関係）

（平 18 規則 5・全改）